

答申(個)第16号

平成25年(2013年)6月3日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会

会長 常本照樹

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成24年12月10日付け札幌医第5594号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った個人情報一部開示決定処分(平成24年6月27日付け札幌医第5110号)に対する異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った、医療機関に関するトラブルについての自分からの札幌市保健所への申し出に伴う対応経過及び関係書類一式の個人情報開示請求に係る一部開示決定（以下「原決定」という。）に対する異議申立てに係る非開示部分についての結論は、次のとおりである。

- 1 「相談対応に関する報告書」に関する部分のうち、
 - (1) 別表の1から12の「非開示部分」欄に掲げる部分を除いた部分を開示すべきである。
 - (2) 別表の4から12の「非開示部分」欄に掲げる部分を札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第16条第7号オの理由により非開示とした原決定は妥当ではなく、当該部分を同号ウの理由により非開示とすべきである。
- 2 1の部分を除いた部分に関する原決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成24年5月16日付けで条例第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、「〇〇〇〇病院、△△△△病院及び□□□□病院に関するトラブル（診療拒否など）についての自分からの札幌市保健所への申し出に伴う対応経過（内部報告含む全て）及び関係書類一式」の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 諮問庁の決定

諮問庁は、同月29日付け札幌医第5146号により、本件請求に対する決定期間の延長を通知した。

同年6月27日、諮問庁は、本件請求に対し、「平成16年3月11日以降の①〇〇〇〇病院②△△△△病院③□□□□病院に関するトラブルについての開示請求者からの申し出に伴う「医務薬事関係市民相談受付処理票（簡易）」及び録音記録」（以下「文書1」という。）、「□□□□病院に対する苦情調査事項1（初診～現在までの経緯）」（以下「文書2」という。）、「□□□□病院に対する苦情調査事項2（Q&A）」（以下「文書3」という。）、「△△△△病院に対する苦情調査事項」（以下「文書4」という。）、「相談対応に関する報告書」（以下「文書5」という。）他4文

書に記録されている個人情報を対象とし、条例第16条第7号ウ及びオに該当することを理由として原決定を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、諮問庁が行った原決定を不服として、平成24年8月21日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

原決定の一部を取り消し、原決定により非開示とされた個人情報のうち、文書1から文書5に係るものを全て開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであり、原決定は違法不当であるというものである。

(1) 条例第16条第7号ウ該当性について（文書1から文書4まで）

適切な対応及び相談受付処理がなされ、保健所及び当該医療機関の対応に問題（不備ややましきなど）がなければ、今後の異議申立人との相談業務に支障は及ばないはずであり、非開示にする必要はない。

また、開示することにより、病院との信頼関係が損なわれて、必要かつ円滑な協力が得られにくくなるということは、病院側に不備ややましきなどがあつたとみなす。何の問題もなければ、開示しても病院との信頼関係が損なわれることはない。適切な対応等を行っていけば、今後の当該業務の適正な遂行に支障を来すことはないはずである。

(2) その他

ア 文書1に関し、原決定に係る個人情報一部開示決定通知書に記載されている「平成16年3月11日受付の本処理票の4月27日の記録」とは何を示しているのか意味不明である。医務薬事関係市民相談受付処理票は当該日の記録のみではないはずであり、当該日の処理票のみと限定している訳ではない。

イ 文書2に関し、□□□□病院に対する苦情（問題点）は、外科の医師の不適切な対応（医師の言動等）だけではない。検査直前に門前払い（診療妨害及び診療拒否）するなどの違法行為である。

ウ 文書2に関し、「苦情調査」という名目であるなら、苦情申立てを行った以上、それに関する報告はきちんと行うべきである。個人情報開示請求及び公文書公開請求を行ったのはきちんとした報告がなされなかったからであつて、適切な対応がなされていけば、請求は行わずに済んだ。

- エ 文書2に関し、病院との信頼関係が損なわれないためには患者が犠牲になって
も構わないのか。診療拒否等は違法行為であるが、必要かつ円滑な協力を得るた
めには違法行為も見逃すのか。
- オ 文書3に関し、謝罪についてと限定している訳ではない。
- カ 文書4に関し、今後の相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすなどと、い
かにも、現在においては適正な遂行をしているかのように言っているが、過去及
び現在においても当該保健所における適正な遂行はなされていない。
- キ 保健所における不適切な判断ないし対応（不備ややましきなど）が表沙汰にな
らぬように、非開示理由をこじつけているに過ぎない。
- ク 諮問庁は、決定通知書の郵送について異議申立人の希望する方法での送付に応
じず、異議申立人が診療を受けるために必要であるとして求めている報告書等を
提供しないなど、診療妨害とも受け取れる行為や嫌がらせ行為をしている。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね次のとおりである。

1 非開示情報

本件異議申立てに係る非開示部分は、次の情報である。

- (1) 文書1のうち、平成16年3月11日受付の「医務薬事関係市民相談受付処理票
（簡易）」の4月27日の記録全部
- (2) 文書2のうち、「外科の受診」の記録の一部
- (3) 文書3のうち、「7 謝罪について」の記録の一部
- (4) 文書4のうち、「過去の受診歴」の記録の一部
- (5) 文書4のうち、「H23. 7月」の記録の一部
- (6) 文書5の全部

2 非開示とする理由について

- (1) 条例第16条第7号ウ該当性（文書1から文書4まで）
 - ア 前記1(1)及び(4)の非開示情報は、異議申立人からの医療相談に係る事務に関
する情報であり、開示することにより、今後の当該事務の適正な遂行に著しい支
障を及ぼすと認められる。
 - イ 前記1(2)、(3)及び(5)の非開示情報は、異議申立人からの医療相談に係る事
務に関する情報であり、開示することにより、医療機関との信頼関係が損なわれ
て必要かつ円滑な協力が得られにくくなるなど、今後の当該事務の適正な遂行に
著しい支障を及ぼすと認められる。
 - ウ 異議申立人は、前記第3の2(1)のとおり、条例第16条第7号ウの規定によ
り非開示とされた本件対象個人情報について、適切な対応及び相談受付処理がな
されていれば、これを開示することにより、今後の異議申立人との相談業務の適

正な遂行に著しい支障を及ぼすことはないなどと主張する。

しかし、異議申立人が述べる理由は、前記非開示理由を覆すものとは認められないことから、原決定を維持することが適当である。

なお、異議申立人は、前記第3の2(2)ウのとおり、文書2に係る非開示部分について、異議申立人が保健福祉局保健所医療政策課宛てに行った「苦情申立て」に対し、異議申立人に報告がなされなかったことが問題であると主張するが、これについても、原決定を覆す理由とは認められない。

(2) 条例第16条第7号ウの該当性（文書5）

前記1(6)は、異議申立人への対応に関する情報であり、これを開示することにより、所期の成果が得られにくくなり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る決定の妥当性について検討する。

2 非開示情報について

本件異議申立てに係る非開示部分は、次の情報であると認められる。

- (1) 文書1のうち、平成16年3月11日受付の「医務薬事関係市民相談受付処理票（簡易）」の4月27日の記録全部
- (2) 文書2のうち、「外科の受診」の記録の一部
- (3) 文書3のうち、「7 謝罪について」の記録の一部
- (4) 文書4のうち、「過去の受診歴」の記録の一部
- (5) 文書4のうち、「H23. 7月」の記録の一部
- (6) 文書5の全部

3 条例第16条第7号ウの該当性について

- (1) 本号ウは、本市又は国等が行う事務又は事業に関する情報のうち、評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であつて、開示することにより、当

該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる趣旨の規定である。

- (2) 前記 2 (1) 及び(4) の非開示情報は、異議申立人からの医療相談に係る事務に関する情報であり、開示することにより、今後の異議申立人との相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

また、前記 2 (2)、(3) 及び(5) の非開示情報は、異議申立人からの医療相談に係る事務に関する情報であり、開示することにより、医療機関との信頼関係が損なわれて必要かつ円滑な協力が得られにくくなるなど、今後の当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

- (3) さらに、前記 2 (6) の非開示情報を見分したところ、別表の 10 の「非開示部分」欄に掲げる部分は、異議申立人からの医療相談に係る事務に関する情報であり、開示することにより、今後の異議申立人との相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号ウの理由により非開示とすべきである。

また、別表の 4 から 9、11 及び 12 の「非開示部分」欄に掲げる部分は、異議申立人からの医療相談に係る事務に関する情報であり、開示することにより、関係機関との信頼関係が損なわれて必要かつ円滑な協力が得られにくくなるなど、今後の当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号ウの理由により非開示とすべきである。

4 条例第 16 条第 7 号オの該当性について

- (1) 本号オは、本市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、本号アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる趣旨の規定である。

- (2) 諮問庁は、前記 2 (6) の非開示情報について、異議申立人への対応に関する情報であり、これを開示することにより、所期の成果が得られにくくなり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる旨主張する。

しかしながら、当該非開示情報について、一律に非開示とすることは適当ではなく、記録されている情報ごとに条例第 16 条各号の非開示情報該当性を判断すべきである。

そこで、当審査会が見分したところ、別表の 1 から 12 の「非開示部分」欄に掲げる部分を除いた部分については、開示したとしても、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとまでは認められない。したがって、別表の 1 から 12 の「非開示部分」欄に掲げる部分を除いた部分については、本号オに該当しないため、開示すべきである。

また、別表の 1 から 3 の「非開示部分」欄に掲げる部分については、開示することにより、所期の成果が得られにくくなり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼ

すと認められるため、本号オに該当し、非開示が妥当である。

さらに、別表の4から12の「非開示部分」欄に掲げる部分については、非開示理由が妥当ではなく、前記3(3)のとおり、条例第16条第7号ウの理由により非開示とすべきである。

5 その他

異議申立人は、個人情報開示請求に至った経緯、決定通知書の送付方法等について種々主張しているが、これらは本件請求に係る開示・非開示の判断に直接関係しない主張であり、当審査会で判断する事柄ではない。

6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成24年12月10日	諮問書及び諮問庁の一部開示決定理由説明書を受理
平成24年12月21日	異議申立人に諮問庁の一部開示決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成25年 2月 8日	異議申立人の意見書を受理
平成25年 3月11日 (第112回審査会)	審議(事案の経過・概要等)
平成25年 3月12日 (第113回審査会)	異議申立人からの意見聴取
平成25年 3月19日	異議申立人の追加意見書を受理
平成25年 3月27日 (第114回審査会)	諮問庁からの事情聴取
平成25年 5月 8日 (第115回審査会)	審議
平成25年 5月24日 (第116回審査会)	審議
平成25年 6月 3日	答申

別表（文書5の非開示部分）

項番	枚目 (表・裏)	非開示部分	該当条文及び 非開示理由 (※下記参照)
1	1 (表)	全部	(3)
2	1 (裏)	① 1行目から4行目及びその表枠 ② 12行目から14行目 ③ 21行目の5文字目から行末 ④ 23行目の2文字目から行末 ※表内の各行も1行と数える。	(3)
3	3 (表)	表の2行目8列目の欄中、5行目3文字目から7行目	(3)
4	4 (表)	①表の3行目8列目の欄中、1行目20文字目から5行目5文字目 ②表の4行目8列目の欄中、2行目3文字目から5行目13文字目及び8行目16文字目から9行目14文字目	(2)
5	7 (表)	①表の3行目1列目から3列目及び5列目 ②表の4行目4列目の欄中、1行目1文字目から10文字目 ③表の5行目4列目の欄中、1行目1文字目から6文字目	(2)
6	8 (表)	① 7行目及び8行目 ② 12行目7文字目から9文字目 ③ 17行目28文字目から20行目 ④ 23行目5文字目から22文字目 ⑤ 25行目から30行目 ※表題は行数に含めない。	(2)
7	9 (表)	22行目から25行目	(2)
8	13 (裏)	3行目33文字目から5行目	(2)
9	16 (裏)	1行目、3行目及び4行目	(2)
10	17 (表)	① 13行目 ② 20行目23文字目から21行目8文字目 ※表題及び右上の記載は行数に含めない。	(1)
11	17 (裏)	8行目17文字目から9行目16文字目	(2)
12	31 (表・裏)	全部	(2)

※ 該当条文及び非開示理由

	該当条文	非開示理由
(1)	条例第16条第7号ウ	異議申立人からの医療相談に係る事務に関する情報であり、開示することにより、今後の異議申立人と

		の相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため。
(2)	条例第16条第7号ウ	異議申立人からの医療相談に係る事務に関する情報であり、開示することにより、関係機関との信頼関係が損なわれて必要かつ円滑な協力が得られにくくなるなど、今後の当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため。
(3)	条例第16条第7号オ	開示することにより、所期の成果が得られにくくなり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため。